

教育活動の中止の判断基準等

(安芸市教育委員会)

1 台風や大雨特別警報などにより荒天が予測される場合

(1) 平常授業

判断する時刻	判 断 基 準
午前6時まで	①波浪を除く警報が発令されている場合 ②市危機管理課から気象台の波浪を除く警報が午前中に発令されることが確認できた場合
随 時	①市危機管理課から気象台の波浪を除く警報が午後から発令される見通しが確認できた場合（午後から休校若しくは、通常授業後の速やかな下校）

※教育委員会の判断において、「すぐーる」で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

(2) 週休日、休日及び長期休業中の補習・学校行事等

判断する時刻	判 断 基 準
前日17時	①波浪を除く警報が発令されている場合 ②市危機管理課から気象台の波浪を除く警報が、翌日発令される見通しが確認できた場合 （市危機管理課から気象台の現在発令されている波浪を除く警報が、翌日若しくは翌々日まで延長される見通しが確認できた場合を含む）

(3) 部活動

判断する時刻	判 断 基 準
前日17時	①波浪を除く警報が発令されている場合 ②市危機管理課から気象台の波浪を除く警報が、翌日発令される見通しが確認できた場合 （市危機管理課から気象台の現在発令されている波浪を除く警報が、翌日若しくは翌々日まで延長される見通しが確認できた場合を含む）